

2014
3
NO.353

調査ニュース

今月の注目点

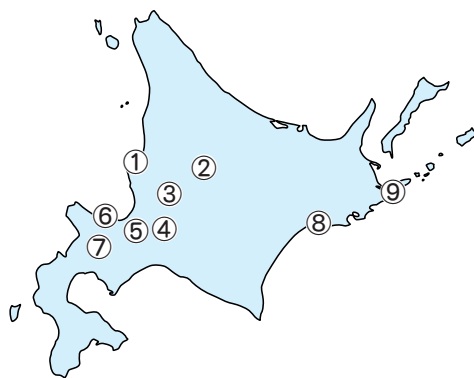
～ 人気上昇しつつある道産清酒 ～

道産清酒の供給量（課税移出数量※）が2012年度、17年ぶりに前年度比増加に転じました。道産の酒造好適米誕生による品質の向上や、業界団体を始めとした道内一丸となった消費拡大運動に加え、各酒造メーカーによる販路拡大に向けた地道な努力の成果などが徐々に顕在化していると思われます。北海道の高いブランド力を活かし、海外を含めた道内外で今後、道産清酒の愛飲者がさらに増えることが期待されます。（P3～5に関連記事）

（※）酒税法上の用語で、製造場から外部に移出された数量を指す。

道内酒造メーカー一覧（順不同）

所在地	酒造メーカー	創業年	代表銘柄
① 増毛町	国 稀 酒 造 (株)	1882 (明15)	国 稀
	男 山 (株)	1899 (明32)	男 山
② 旭 川 市	合同酒精(株)旭川工場	1924 (大13)	大雪乃蔵
	高 砂 酒 造 (株)	1899 (明32)	国土無双
③ 新十津川町	金 滴 酒 造 (株)	1906 (明39)	金 滴
④ 栗 山 町	小 林 酒 造 (株)	1878 (明11)	北 の 錦
⑤ 札 幌 市	日 本 清 酒 (株)	1872 (明 5)	千 歳 鶴
⑥ 小 樽 市	北 の 誉 酒 造 (株)	1901 (明34)	北 の 誉
	田 中 酒 造 (株)	1899 (明32)	宝 川
	(株)山二わたなべ	1879 (明12)	北 寶
⑦ 倶知安町	(有)二世古酒造	1916 (大 5)	二 世 古
⑧ 釧 路 市	福 司 酒 造 (株)	1919 (大 8)	福 司
⑨ 根 室 市	碓氷勝三郎商店	1887 (明20)	北 の 勝



（出所）北海道酒造組合、各社HP等をもとに(株)道銀地域総合研究所作成

最近の道内経済産業動向 2

トピックス

- 需要拡大に向けて知恵を絞る道内酒造業界 3
- 耐震改修促進法の改正で迫られる事業者の対応 6

海外の窓 ～バンコクだより～

- タイ反政府デモ、経済活動へ徐々に影響 8



最近の道内経済産業動向

足元の道内景気は、個人消費が緩やかに持ち直しているほか、公共工事の発注、観光入込客の増加傾向が続いており、全体として回復の兆しがみられる。先行きは、公共工事や観光での堅調さ持続に加え、耐久財などで消費税増税前の駆け込み需要が見込まれることから、年度末にかけて回復に向かうと予想される。

- 個人消費は緩やかに持ち直している

12月の大型小売店販売額（全店）は、前年比1.0%増と5カ月連続で前年を上回った（百貨店：同0.9%増、スーパー：同1.0%増）。消費税増税前の駆け込み等もあり、年末年始商戦を始めとして高額商品は引き続き好調に推移。ただし、日用品などでは依然として節約志向が根強い模様。12月の乗用車新車販売台数（含む軽）は、同32.2%増と6カ月連続で前年を上回った。

- 住宅建築は弱含んでいる、公共工事は持ち直しのテンポが高まっている

新設住宅着工戸数（12月）は、前年比22.8%増（3,553戸）と3カ月ぶりに増加。もっとも、10 - 12月累計では前年同期比▲9.6%と、消費税増税前の駆け込み一段落等から弱含んでいる。設備投資は、小売業やエネルギー関連等での投資増がみられ、非製造業を中心に持ち直している。公共工事請負金額（12月）は、前年比11.7%増と8カ月連続で増加（10 - 12月累計：前年同期比13.2%増）。

- 生産は持ち直しつつある

鉱工業生産（12月）は、前月比1.1%上昇と2カ月ぶりに前月を上回った。在庫調整により鉄鋼（同▲4.7%）、金属製品（同▲4.7%）などが低下。半面、一部工場が定期修理明けで通常生産に戻った窯業・土石製品（同7.9%上昇）、パルプ・紙・紙加工品（同6.6%上昇）、年末商戦需要により水晶振動子（携帯電話向け）が増産となった電気機械（同5.1%上昇）が上昇した。

- 輸出は拡大している

通関輸出額（12月）は、前年比38.5%増と13カ月連続で前年を上回った。品目別にみると、サウジアラビア向け天然ガスパイプライン用鋼管が増加した鉄鋼（同2.2倍）、ベトナム向けホタテや中国向けサケが増加した魚介類・同調製品（同62.6%増）などが全体を押し上げた。

- 観光は回復している

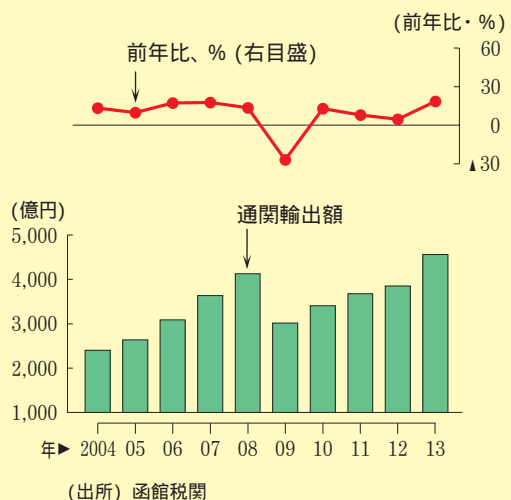
国内客が中心となる来道者数（12月）は、前年比5.0%増と22カ月連続で前年を上回った。また、12月の外国人入国者数（速報値）は、同35.3%増と11カ月連続で増加。

- 雇用情勢は持ち直しのテンポが高まっている

12月の有効求人倍率（パート含む常用）は、前年比0.19ポイント上昇の0.80倍と47カ月連続で前年実績を上回った。新規求人数（同）は前年比12.7%増。

通関輸出額の推移

2013年の通関輸出額は、4,559億円（前年比18.5%増）と統計開始（1979年）以来最高額を更新。中国、ベトナム向けホタテが増加した魚介類・同調製品、北米向けが好調な自動車部分品、韓国向け合成樹脂原料などが倍増した化学製品などが全体をけん引した。



需要拡大に向けて知恵を絞る道内酒造業界

道産清酒の供給量（課税移出数量）は一貫して減少基調で推移してきましたが、2012年度は増加に転じ、底打ちの兆しが見られるようになりました。道産の酒造好適米（酒造に適した米＝酒米^{さかまい}）の開発による品質向上や官民挙げての消費拡大運動に加え、供給する酒造メーカー側では販路拡大に向けて、様々な取り組みが行われています。（ ）酒税法上の用語で、製造場から外部に移出された数量を指す。

道産清酒供給量は17年ぶりに増加

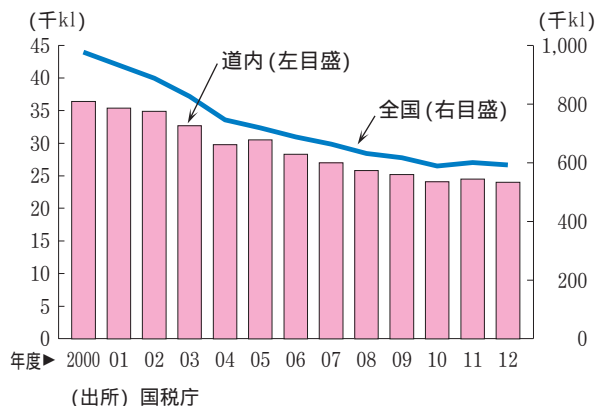
国内における清酒の販売（消費）量は、2012年度が593千kl（前年度比▲1.3%）となり、10年前（2002年：888千kl）と比べて33%減少しています。人口減少、消費者の嗜好や食生活の多様化、アルコール飲料の多様化、若年層を中心とした清酒離れ・低アルコール志向の強まり、健康志向によるワインや焼酎へのシフトなど、様々な要因が需要の減少につながっていると考えられます。道内販売（消費）量においても同様の傾向がみられ、2012年度が24.0千kl（前年度比▲2.2%）と、10年前（34.9千kl）比で31%減少しています（図表1）。なお2011年度は前年度を僅かながら上回りましたが、これは、東日本大震災後の復興支援要因（東北地方産地酒の消費増加）が関係していると考えられます。

次に供給側から統計を見てみましょう。2012年度における清酒の供給量（課税移出数量）をみると、国内は583千kl（前年度比▲3.3%）と減少傾向に歯止めがかかっていません。そうした中、道内では5.9千kl（前年度比3.2%増）となり、長らく続いた減少基調から脱し、17年ぶりに増加に転じました（図表2）。

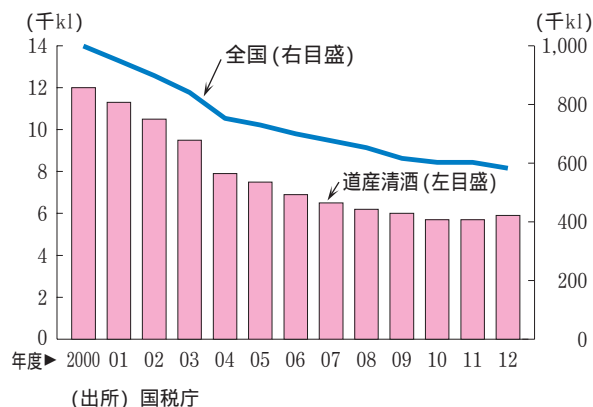
道産酒米の誕生で質・ブランド力とも向上

反転の背景にはいくつかの要因が考えられますが、その一つが道産酒米の開発と使用率拡大です。かつて道内には、酒造りに適した米がなく、「山田錦」を始めとする府県産の酒米が原料に使われていました。そうした中、1998年には道産初の酒米「初雫^{はつしずく}」が誕生。その後も道立農業試験場（現・道立総合研究機構^{さうごうけんきゅうきこう}）による研究が進み、「吟風^{ぎんふう}」（2000年）、「彗星^{すいせい}」（2006年）といった、品質面で府県産米と肩を並べる酒米が開発されました。道内酒造メーカーが原料として使用する酒米のうち、

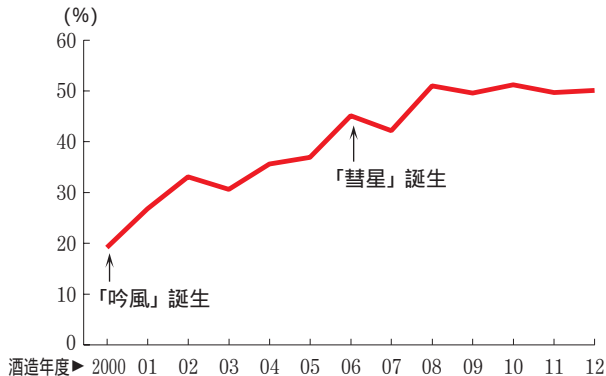
図表1 清酒販売（消費）量の推移



図表2 清酒供給量（課税移出数量）の推移



図表3 道内酒造メーカーの道産酒米使用率



(注1) 使用する酒米に占める道産米の割合。

(注2) 酒造年度は、当年7月～翌年6月。

(出所) 北海道酒造組合

道産米の使用率は2012酒造年度で50.1% (2000酒造年度：19.2%) まで高まっており (図表3)、米・水ともに道産原料で造られた清酒は、名実ともに北海道の地酒として、その味わいはもとより、ブランド力の向上にもつながっています。

「酒チェン」運動も需要拡大に寄与

また、2009年度には、北海道酒造組合とホクレンが、道産清酒・酒米の道内消費拡大を目指す運動「酒チェン」(購入する酒や使用する酒米を都府県産から道産にチェンジする意)を立ち上げました。北海道や経済団体、酒飯店などと連携し、オール北海道態勢で、様々なPR活動が展開されており、道産清酒の需要拡大を後押ししています。2012年度には、道産清酒を取り扱う飲食店向けに“北海道のお酒あります”と記載した専用の木製看板を作製。店頭に見板を掲げる店舗数は現在、約400店にまで増えています。道産清酒を気軽に飲める環境も整ってきており、道産清酒を指定して飲む顧客も少なくないようです。もっとも、道内清酒販売(消費)量(2012年度：約24千kl)と道内向け道産清酒供給量(同：約5千kl)を比べると、道内で消費される清酒のうち、道産清酒が占める割合は、まだ21%にとどまっており、まだまだ“酒チェン”の余地は大きいと言えるでしょう。

道産清酒を地域活性化に活かす

道内の各酒造メーカーや、各地域などでは、道産清酒の需要拡大に向けた取り組みや、地域独自の地酒で地域活性化を図ろうとする取り組みが活発化しています。前述した「酒チェン」もその一つですが、例えば、札幌市では、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(フード特区)の取り組み強化の一環として2014年度、海外バイヤー向けに、今後の輸出増加が期待できる道産清酒の販促事業を予算化し、ブランド力の向上に向けた支援を行う予定としています。一方、道内各酒造メーカーでは、原料米に占める道産酒米の使用率をさらに高めることによる道産ブランド力強化に加え、「吟醸・純米・本醸造」といった特定名称酒など高付加価値商品の強化(国内大手メーカーなどの大量流通酒との差別化)を図っています。また、酒蔵での見学コース



「さっぽろ雪まつり」会場内での北海道地酒PRブース
(2014年2月・北海道酒造組合)

設置、資料館や試飲ブース・売店の充実などによる観光客の誘引にも力を入れています。さらに、酒造メーカーが立地していない地域に目を向けますと、苫小牧や江別、十勝地域などでは、地元で栽培した酒米と地元の水で独自の地酒を造り(製造は酒造メーカーに委託)、特産品に育てることによって、農業との連携や観光産業の活性化を図る取り組みも多くみられます(図表4)。

政府も清酒の輸出拡大を後押し

国内の清酒消費市場が縮小傾向にある中、輸出による海外需要の取り込みに力を入れる酒造メーカーも増えてきました。海外では日本文化の浸透もあり、清酒は世界各国で愛飲されるようになっていきます。こうした中、清酒は、政府の「日本再興戦略」においても、クールジャパン推進の一環として、輸出促進品目の一つとして取り上げられるなど、国の成長戦略上、重要な位置づけになっています。

本道の気候や食べ物に適したものとして造られ、受け継がれてきた道産清酒。食を中心とした北海道ブランドが世界から注目される今、道産清酒が海外を含めて道内外で広く認知・愛飲されるようになり、道内清酒業界および関連産業を始め、広く地域経済の活性化につながる事が期待されます。

(黒瀧 隆司)

本誌のバックナンバー「2013年11月号」では、道産ワインの話題(「道内外から注目を浴びる北海道産ワイン」)を取り上げています。合わせてご覧ください。

図表 4 道産清酒の需要拡大に向けた取り組み事例、地域活性化に向けた地酒活用事例

取組主体・地域等		内 容
団体等の 取り組み例	道 内	・北海道酒造組合とホクレンは、道産清酒と道産酒米の道内消費拡大を目指す運動を、「酒チェン」と銘打って2009年度に立ち上げ。北海道や経済団体、酒販店、飲食店などと連携し、オール北海道態勢で道産米を原料とした道産清酒の需要拡大に取り組んでいる。
	道 内	・北海道酒造組合に加盟する道内酒造メーカー13社のうち6社が共同で、道産酒米を使った日本酒や焼酎など道産酒約6千本を、13年9月から台湾の大手高級百貨店向けに輸出。10～12月に販売会を実施し、市場調査を行った（旺盛な購買力を確認）。
	札 幌 市	・札幌市は2014年度、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（フード特区）の取組み強化の一環として、海外バイヤー向けに、輸出有望な道産清酒の販促事業を実施予定。ブランド力向上に向けた支援を行う。
個社別の 取り組み例	札 幌 市	・日本清酒㈱は、高付加価値商品に注力。特定名称酒の6～7割に道産酒米を使用。また、本社・工場隣接地には酒の資料館「千歳鶴酒ミュージアム」を設置。酒造りを観光客誘致にも活かしている。
	小 樽 市	・田中酒造㈱は、1995年に観光客誘致策として酒蔵を改装。2000年頃から清酒の原料を道産米100%に切り替えた。
	旭 川 市	・高砂酒造㈱は、道産酒米の使用割合を現在の約6割から徐々に高める考え。特定名称酒（生産量全体の約7割）で差別化。輸出（販売量の約3割）には10年以上前から取り組み、増加傾向。
	釧 路 市	・福司酒造㈱は、国内唯一の坑内掘り炭鉱・釧路コールマインの坑道で熟成させた清酒「海底力（そこぢカラ）」を、2007年以降毎年販売。炭鉱の存続や地域活性化に役立てるのが狙い。
	栗 山 町	・小林酒造㈱は、1993年にガイド付の酒蔵見学コースを設置し、事務所だった建物を「北の錦記念館」（資料展示館兼売店）としてオープン。また、2008年の新酒から清酒の原料を道産米100%に切り替えた。
	増 毛 町	・国稀酒造㈱は、地元産酒米を全量買い上げし、原料米に占める地元産酒米の割合を徐々に高めている。また、同酒造の地酒ファン約300人によるファンクラブ「国稀倶楽部」の札幌支部が2013年8月に設立され、道産清酒の魅力PRにも寄与。
地域 の 取 組 み 例	奥 尻 町	・奥尻町は、2014年から島内で酒米「吟風」を作付けし、わき水を使った地酒づくりを開始する（委託製造）。地元産原料を用いた特産品開発で、農業と観光の活性化につなげる。
	江 別 市	・農家や酒販業者らが「江別の米で酒を造ろう会」を2000年に結成。地元産酒米「彗星」を原料に特別純米酒「瑞穂のしずく」を製造（委託製造）。2012年度の販売量は約6千ℓ（前年度比5%増）に。
	苫小牧市	・道中小企業同友会苫小牧支部は、2002年から地酒「美苫（びせん）」を販売。酒米「彗星」は厚真町の契約農家が栽培し、水は樽前山の伏流水が原水となる苫小牧の水道水を利用（委託製造）。2013年まで11年間の累計出荷本数は約11万本（一本500ml換算）に。
	二セコ町	・2004年に酒米生産者7戸で生産組合を発足。地元産酒米「彗星」を原料に特別純米酒「蔵人衆（くらびとしゅう）」を製造（委託製造）。地元JAや観光協会、商工会なども支援組織を立ち上げ、町をあげて販促活動を展開している。
	十勝地域	・2009年8月、産学官の9機関・団体が地酒文化復活と新産業創出、地域活性化を目指し「とかち酒文化再現プロジェクト」を立ち上げ。音更町の深層地下水と同町産酒米「彗星」を原料に、純米吟醸酒「十勝晴れ」を製造（委託生産）し、12年から販売。

（出所）新聞報道、関係先へのヒアリングをもとに釧道銀地域総合研究所作成

耐震改修促進法の改正で迫られる事業者の対応

昨年11月に施行された「改正耐震改修促進法（以下、改正法）」。一部の大規模建築物では耐震診断義務が発生しています。実は、その対象施設における今後の行方を注目する必要があります。以下では、改正法の概要とともに、その注目すべき理由について解説します。

一部の建築物に耐震診断実施を義務化

国内では、南海トラフにおける海溝型地震をはじめとした巨大地震発生切迫性が指摘されています。このような巨大地震が発生した場合、被害規模は東日本大震災を上回るとも言われています。そこで政府は、建築物の地震に対する安全性の向上を更に促進するため、昨年11月に「改正耐震改修促進法（以下、改正法）」を施行しました。

改正法を受けて、1981（昭和56）年5月31日以前に建築確認を受けた建築物（注）のうち、“大規模建築物（図表1）”の所有者は、耐震診断を実施したうえで、その結果を所管行政庁に報告する義務が発生します。

一部報道によると、改正法を受けて耐震診断の実施・報告義務が発生する道内民間建築物は、300施設程度と報じられています。具体的な対象件数は非公表となっていますが、用途別では、ホテル・旅館、私立学校、病院、大規模商業施設などが多いと予想されます。

（注）1981（昭和56）年5月31日までの適用耐震基準を「旧耐震基準」、6月1日以降を「新耐震基準」と呼ぶ。なお、改正法では、新耐震基準によって建築確認を受けた建築物を耐震診断義務対象としていない。

図表1 耐震診断が義務付けられる建築物等

①要緊急安全確認大規模建築物（報告期限：2015年12月31日まで）	
不特定多数の者が利用する大規模建築物	
対象建築物	病院、店舗、旅館等… 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
体育館 …… 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上	
避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	
対象建築物	老人ホーム等 …… 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
小学校、中学校等 …… 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上	
幼稚園、保育所 …… 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上	
一定以上の期限物を取り扱う大規模な貯蔵場等	
対象建築物	危険物貯蔵場等 …… 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
	（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
②要安全確認計画記載建築物（報告期限：自治体が定める日まで）	
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（自治体が避難路を指定）	
対象建築物	倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物
防災拠点建築物（都道府県が指定）	
対象建築物	庁舎、病院、避難所となる体育館など（旅館、ホテルなども避難所として位置づけは可能）

（注）旧耐震基準（本文注釈参照）により建築確認を受けた建築物に限る。
（出所）国土交通省

補助制度の拡充により耐震化を促進

一般的に、延べ床面積5,000㎡規模の建築物を耐震診断するには、600万円前後という多額の費用が必要と言われています。そこで政府は、今回の改正法に合わせて耐震診断及び耐震改修費用の補助制度を拡充しました（図表2）。ただ、補助部分の一部を負担するか否かは、道及び道内各市町村（自治体）に判断が委ねられているため、本稿執筆時点では本補助制度の内容は流動的です。仮に自治体において補助制度を創設すれば、耐震診断の実施が義務付けられた施設の場合、耐震診断費用は最大で全額、耐震改修費用は最大で5分の4の補助を受けられる可能性があります。また、

図表2 改正後の補助制度概要

耐震診断への支援

自治体による補助が無い場合

国 1/3	事業者 2/3
----------	------------

自治体が支援策を整備していない場合でも国単独で1/3の補助を行う

自治体による補助がある場合

国 1/2	地方 1/2
----------	-----------

自治体が国と同額の補助を行うことによって、全額公費負担とすることが可能

耐震改修への支援

自治体による補助が無い場合

国 11.5%	事業者 88.5%
------------	--------------

自治体が支援策を整備していない場合でも国単独で11.5%の補助を行う

自治体による補助制度がある場合

国 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
----------	-----------	------------

国 2/5	地方 1/3 - 2/5	事業者 4/15 - 1/5
----------	--------------------	----------------------

都道府県により法で避難所等に位置付けられれば、国費による補助率を2/5に拡充

（注1）本制度は要緊急安全確認大規模建築物に対するものであり、避難路沿道建築物や避難拠点の場合は補助率が異なる。
（注2）自治体が補助制度を整備している場合、自治体の補助割合により事業者負担割合が異なるため留意が必要。
（出所）国土交通省

耐震改修を実施した事業者に対しては、「耐震改修によって取得した建築物等の取得価額のうち25%の特別償却」「建築物に対する固定資産税額の半額減免措置」などの税制優遇措置も設けられる見通しです。

早急に耐震診断を行い診断後の計画策定を

改正法では、耐震診断義務が発生した民間建築物の診断結果について、インターネット等で一般向けに公表すると定めています(図表3)。

「不特定多数の方が利用する大規模建築物」の場合、報告期限は来年(2015年)12月末と、残り2年を切りました。所有者は診断結果を受けて、何らかの具体的な対応策を示す必要があります。なぜなら、現行の耐震基準を満たさない施設であることが一般世間の目に触れると、利用者離れにつながるものが想定されるためです。

延べ床面積5,000㎡規模の大規模建築物の場合、耐震診断の結果が出るまでには2～5カ月程度を要すると言われており、対象施設に対する今後の対処方針を策定するために残された時間はかなり少ないと指摘できます。

すなわち、耐震診断義務を負う施設の所有者は、早期の診断着手が求められるとともに、ある程度の耐震診断結果を見越した対処方針の策定も同時並行で進めていく必要があると考えられます。今後の対処方針とは、耐震改修費用と当該施設が生み出す収益計画をふまえたうえで、

耐震改修、建て替え・移転、売却、新たな土地の有効活用(建築物と土地の所有者が同一の場合)などの選択肢を検討することです。これは所有者側からすると、当該施設運営の根幹に関わる判断が迫られると解釈できます。

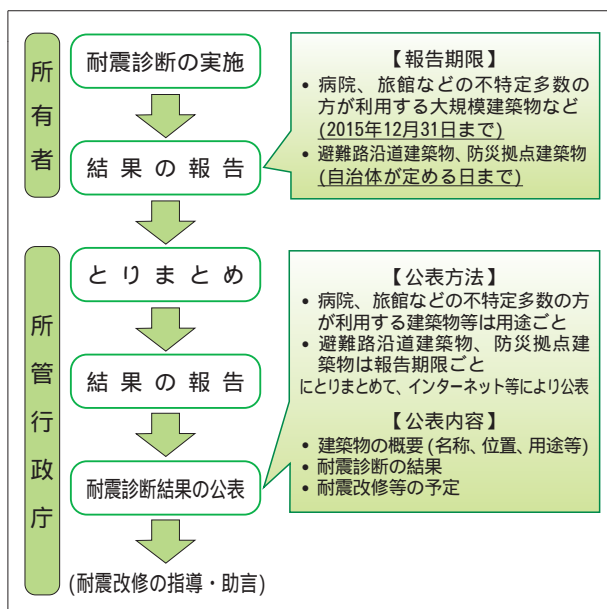
また、対処方針策定とその実行までの時間を考慮し、施設利用者に対する巨大地震の発生可能性や地盤強度なども含めた総合的なリスクの説明準備や、工事完了までの間における最悪の事態を想定した避難経路の再検討、そして、BCP(事業継続計画)の策定など、少しでも利用者に安心感を与えるための対応策が必要となると想定されます。

北海道は、国内他地域と比べて地震発生リスクが低いと言われる地域ですが、万が一、建築物が地震により倒壊した場合、ライフラインである道路が塞がり支援物資が運べなくなるなどの二次被害発生危険性も想定しておかなければなりません。また、耐震診断義務を負う施設が、地域の経済・教育・社会福祉という各方面で重要な役割を担う存在であることも想定されます。つまり、耐震化という課題は所有者だけに帰属するものではなく、当該施設が所在する地域全体で共有すべき課題なのです。国や自治体による支援は勿論のこと、当該施設の関係者や周辺住民なども高い関心を持って見守っていく必要があると考えられます。

今こそ、地震による被害を最小限に抑えるための地域づくりが求められているのです。

(2014. 2. 10 山岸 義明)

図表3 耐震診断から公表までの流れ



(出所) 国土交通省

タイ反政府デモ、経済活動へ徐々に影響

カシコン銀行 ジャパンデスク 土屋 裕亮
(北海道銀行より出向中)

今回は、今のタイを語る上で避けては通れない、反政府デモとその影響についてレポートします。

デモに見られる「陽気さ」と「激しさ」

反政府デモは、タクシン元首相を対象に含む「恩赦法」の可決（同法案は廃案）をきっかけとして11月頃から開始されました。1月13日からは反政府勢力の「バンコクシャットダウン」により、市内7か所の主要交差点（2月初旬に3か所が撤収）が多くのデモ隊で封鎖され、爆発事件、発砲事件も起きています。1月21日には非常事態宣言が発令され、より緊張感が高まりました。その一方、封鎖された交差点には多くの屋台が出店。夕方からはミュージシャンや芸能人がステージに立つため、多くのタイ人が集まりコンサートのような熱気に包まれることもしばしばです。ただし、デモに笑顔がみられるかと思えば、死傷者が出るような事態も起きます。現在のタイの状況は、タイ人の持つ陽気さやおおらかさと、気性の激しさの両面を象徴しているようです。

また、2月2日の総選挙についても反政府勢力による妨害行為により1万カ所以上の投票所で投票中止となりました。約9割の投票所で投票が行われたものの、バンコクの投票率は26%と前回（2011年、71%）に比べ大きく低下。選挙無効を訴える動きもあり、混乱はまだ収束していません。

徐々に経済活動への影響も

1月以降は、イベント中止、観光客減少、デパート売上高減少など経済への影響が徐々にみられるようになりました。1～2月に予定されていた日本のイベント（北海道、宮城、山形、静岡、福岡等の自治体や銀行主催の商談会など）も軒並み中止となりました。また、当地での報道によると、バンコク都心のラチャプラソン地区（封鎖中）での小売店、ホテル等の1日当たり売上高は通常の約半分に落ち込んでいるそうです。非常事態宣言後は外国人観光客がさらに減少し、地区内のホテ

ル（客室合計4千室）では、この時季ほぼ100%となる稼働率が20%に低迷。レストラン売上高は通常の約6割減だそうです。また、企業の資金需要も落ち込んできており、カシコン銀行の現時点での見通しによると、2014年の法人向け新規融資額は、タイの商業銀行全体で約7千億バーツ（＝約2.1兆円）と、前年実績（1兆バーツ台）を下回ります。

成長を続けるタイ市場は依然魅力的

混乱による悪影響がみられるとはいえ、インフラ整備が進み、所得増を背景に高成長を続けるタイ市場が今後も魅力的なことに変わりはありません。例えば、日本のNPO「日本食レストラン海外普及推進機構（JRO）」は、5年前に1千店程度だったタイ国内の日本食レストランが「今年の4月には2千店を突破、3～4年後には3千店に達する見通し」と、先日発表しました。また、タイから日本、北海道への旅行客も増加傾向を維持しています（訪日タイ人客数は、2013年が前年比74%増、12月単月では同2.2倍）。足元の混乱が一段落すれば、日本とタイ間の企業、個人の行き来がまた活発になるものとみられます。

タイへの進出をお考えの皆さまにおかれましては、冷静に情勢を判断する必要がありますが、タイはマーケットとして依然魅力に溢れております。引き続き、現地の最新情報を提供していきたいと考えています。



都心部でのデモの様子とデモグッズを売る屋台

調査ニュース (2014・3) NO.353

発行 株式会社 北海道銀行 (ホームページ <http://www.hokkaidobank.co.jp>)
企画・編集 株式会社 道銀地域総合研究所 経済調査部
(照会先) 〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀別館ビル
TEL (011) 233-3561 FAX (011) 207-5220
本誌の無断転用、転載を禁じます